

生駒市規則第13号

生駒市農業委員会の委員等の報酬に係る成果実績額の支給に関する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市農業委員会の委員等の報酬に係る成果実績額の支給に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第12号）第3条第4項の規定に基づき、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「委員等」という。）の報酬に係る成果実績額の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給方法)

第2条 市長は、農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）による農地利用最適化交付金のうち成果実績に応じた額として市長が認める額（以下「成果実績に応じた額」という。）を委員等（当該年度の途中で退任した委員等を含む。以下同じ。）の人数で除して得た額を成果実績額とし、委員等へ支給する。

2 前項の規定により算定する場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを10円単位に切り捨てて得た額とする。この場合において、当該切り捨てて得た額を合算した額と成果実績に応じた額との間に差額が生じたときは、農業委員会の会長に支給する額に加算するものとする。

3 前2項の規定により算定する場合において、委員等の当該年度における活動期間が1年に満たないときは、成果実績額は月割によって計算する。

(施行の細目)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。